

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

生徒指導の充実については、日ごろから格段の御尽力をいただいているところですが、他県では、いじめが背景事情として認められる中で生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、依然として憂慮すべき状況にあります。

いじめの問題は、本県教育にとっても極めて重要な課題であり、いじめの発見とその解決に向けて教育関係者は真摯に対応する責任を負っています。

各学校では、一人一人の教職員が、自分の学校、担当する学級でもいじめが発生し得るという危機意識をもち、未然防止に努めるとともに、いじめがあった場合は、いじめられている児童生徒や保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携しながら、当該児童生徒へのケアや、いじめを行った児童生徒への適切な指導に、学校全体で迅速に対応する必要があります。

また、各教育委員会では、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」学校こそが児童生徒や保護者からも信頼される学校であると認識し、各学校における実態把握や問題等を抱えている児童生徒への教育相談などを支援することが求められます。

については、下記事項に留意の上、いじめの問題への対応について、児童生徒の生命を守り、安心して学校生活を送ることができるよう、より一層の取組の徹底をお願いします。

記

1 児童生徒の実態把握の徹底

(1) 全児童生徒へのアンケート調査の実施

いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。

また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集にも努めること。

なお、冷やかしかからかいが深刻ないじめの端緒となる事例が多いことから、軽微と思われるいじめもしっかり把握するとともに、すでに解決されたと考えているいじめの再確認も行うこと。

(2) アンケート結果について

アンケート等により明らかになった事項等については、学校全体で共通理解を図り、聴き取り調査や個別面談をするなど、これまで以上に細やかな対応をすること。

## 2 問題等を抱えている児童生徒への対応

いじめに気付いたり、いじめの訴えがあった場合は、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をすること。

いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。

また、未然防止や早期解決を図るために、以下のような取組や相談機関、関係機関等との連携を図ること。

### (1) 電話相談機関の周知

別紙「主な相談機関の案内」を全児童生徒に配布し、周知すること。

### (2) 相談体制

ア スクールカウンセラーの活用

イ スクールソーシャルワーカーの活用

ウ いじめ問題等相談員の活用

エ 臨床心理相談員の活用

### (3) 関係機関

ア 各市町村の相談機関や保健・福祉関係（民生委員等）の活用

イ 児童相談所，警察，家庭裁判所との連携

## 3 「いじめ問題を考える週間」の取組の徹底

### (1) 実施時期

2学期始めの早い時期の1週間（9月第1～2週目）

### (2) 内容

ア アンケート調査により把握できた事項や、従前から解決に向けて取り組んでいる事項について、個別面談等を実施するなど解決に向けた学校としての具体的な取組を行う。

イ 道徳や学級活動の時間に、いじめの問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施する。

ウ 携帯電話やインターネットの利用の仕方など、情報モラルに関する指導にも配慮する。

エ 授業以外に、いじめ撲滅宣言や標語・ポスター制作など、児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組の実施についても検討する。

オ 広報や授業公開等を実施し、保護者のいじめに対する意識を高められるようにする。

## 4 全教職員での共通理解の場の設定

各学校においては、別添の「本県のいじめに対する基本的認識」（平成22年4月8日付け鹿教義第32号から抜粋）をはじめ、参考資料・関係通知等を基に、上記のことについて、職員会議や職員研修の場で共通理解・共通実践を確認する場を設定すること。

また、アンケート調査実施後においても、調査結果分析や考察、対応策等を検討するための研修の場を設けること。

【参考資料・関係諸通知等】

〈県教委のW eb ページに掲載していますので、参照してください〉

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/index.html>)

- いじめ対策必携（平成23年3月改訂版）
- 家庭（保管）用「いじめ対策リーフレット」
- 家庭（保管）用「ネットいじめ対策リーフレット」
- 児童生徒の自殺等の未然防止について（通知）  
（平成23年9月8日付け（鹿教義361号））
- 生徒指導に関する取組の徹底について（通知）  
（平成22年4月8日付け鹿教義第32号）

〈文部科学省W eb ページ「生徒指導等について」〉

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/index.htm))

- すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ [文部科学大臣談話]  
（平成24年7月13日付け）
- いじめの定義  
（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）
- 生徒指導提要（平成23年4月）
- 「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について（通知）  
（平成23年1月20日付け）
- いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）  
（平成22年11月9日付け）
- 学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント

— <問い合わせ先> —

【小・中学校，特別支援学校】

義務教育課企画生徒指導係

担 当 新 福

電 話 099-286-5298

F A X 099-286-5669

E-mail kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp

【高等学校】

高校教育課高校教育係

担 当 原

電 話 099-286-5291

F A X 099-286-5678

E-mail ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp

(別添)

## 【本県のいじめに対する基本的認識】

(平成22年4月8日付け鹿教義第32号から抜粋)

- 1 本県においては、平成8年9月に、いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを、重く受け止めること。
- 2 いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。  
また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めること。
- 3 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をすること。
- 4 いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。
- 5 いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性がある判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、小・中学校においては、出席停止の措置についても検討すること。
- 6 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。  
なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意すること。
- 7 いじめ問題について、学校が年間をとおして全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施したり、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりすること。
- 8 新年度の学級編制や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

## 主な相談機関の案内

いじめに限らず、悩みや不安などについての相談には、様々な窓口があります。ぜひ御相談ください！

(平成24年7月現在)

相談機関	電話番号	曜日	受付時間	相談内容
かごしま教育ホットライン24	☎ なやみっこなし 0120-783-574 なやみいおう 0570-0-78310 099-294-2200	全	24時間	いじめ・不登校等子どもに関する事
県総合教育センター教育相談課 特別支援教育研修課	099-294-2200 099-294-2820	月～金 月～金	8:30～17:00 (面談は要予約)	いじめ・不登校等子どもに関する事 障害児や学習面・行動面に関する事
PTAすくすくライン (県PTA連合会)	099-251-0309	月～金	9:00～17:00	子どもの教育に関する事
中央児童相談所 (鹿児島市桜ヶ丘6丁目) (子ども・家庭110番)	099-264-3003 099-275-4152	月～金 月～金	8:30～17:00 (面談は要予約) 9:00～22:00	養護・育成・非行・心身障害・里親等子どもに関する事
大隅児童相談所 (鹿屋市打馬2丁目)	0994-43-7011	月～金	8:30～17:00 (面談は要予約)	
大島児童相談所 (奄美市名瀬小俣町)	0997-53-6070	月～金	8:30～17:00 (面談は要予約)	
こども総合療育センター (鹿児島市桜ヶ丘6丁目)	099-265-2400	月～金	8:30～17:00 (外来診療は要予約)	障害児全般の相談・支援に関する事
かごしま子ども・若者総合相談センター	099-257-8230 (メール: soudan-center@helllo.odn.ne.jp)	火～日 (月・年末年始を除く)	10:00～17:00 (面談は要予約)	不登校・ひきこもり等に関する事
少年サポートセンター (ヤングテレホン)	ふこうになやむな 099-252-7867 (メール: kp.youngmail.7867@athena.ocn.ne.jp)	月～金 (年末年始を除く)	8:30～17:15	非行防止・健全育成に関する事
精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-228-9566 099-228-9567	月～金	9:00～16:30	精神的不安や心の悩みに関する事
県精神保健福祉センター(鹿児島市小野1丁目、ハートピアかごしま2F) 思春期相談事業	099-218-4755	月～金(電話) 水(面談)	8:30～17:00 9:00～11:00 (面談は要予約)	依存症・ひきこもり等に関する事
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全	24時間	生きる力を失いかける悩みや不安
18歳までの子どもがかけられる電話 チャイルドライン	☎ 0120-99-7777	月～土	16:00～21:00	子どもからの悩みに関する事